

日々の生活に役立つ！



インド法律コラム



インドの総合法律事務所 Ahlawat & Associates の弁護士 Tania と
ジャパンスク坂谷が日本人の方に有益な法律情報をご紹介します。

Q11

会社清算の場合の債権者の債権

私たちは日本で事業を行う会社で、在印インド企業と取引をしており、そのインド企業は弊社に一定の債務を負っています。そのインド企業が現在会社破産手続きの最中だと耳にしました。弊社の債権をどうやって相手方から回収することができるのでしょうか？また、債権の請求はいつすべきでしょうか？

回答:インドでは、インドの企業の倒産および債務清算は、最近導入された破産法 2016 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016) によって規定されています。債権者は弁護士を通して、相手方の清算手続き開始より30日以内であれば債務の存在の証拠とともに債権を請求することができます。法律の規定により、債権者の請求は国内外を問わず同等に扱われるようになったため、インド企業からの債務徴収プロセスは、従来より早く安全になりました。

ただし、取引先のインド企業が解散し、その資産がすべて清算されると、債権者であってもインドの企業から債権回収の申請をする資格がなくなります。したがって、上記期間内に申立てを行う必要があります。

解説:インドの会社が債務を負っている場合に遵守すべき手順

インド企業による債務不履行の場合、INR 100,000/- 以上の債務については債権者はインド企業に向け、債権回収のための催促状を出すことができます。

インド企業が催促状の受領日から10日以内に応答し

ない場合、債権者は弁護士を通じて、支払不能手続きを開始するため会社法審判所(NCLT)に申請する必要があります。NCLTは、14日以内に申請を承認または却下します。

破産手続きが法律に基づいて開始されたあとは、180+90日 (モラトリアム期間として知られている) の期間内に完了される必要があります、その後債権者集会(COC)によって承認されます。清算計画が180+90日以内に提出されない場合、またはCOCによってそれが承認されない場合、インド企業は清算手続きを行うこととなります。

資産の売却による配当の優先順位は、法律により次のように定められています。

1. 倒産及び清算関連費用
2. 有担保債権者及び労働者
3. その他従業員の給与・賞与 (最大12ヶ月分)
4. 無担保債権者に対する金融債務
5. 政府への納付金
6. 残りの債務
7. 優先株主
8. 株主

※この記事では特定の法律分野の基礎についてのみ説明しています。



Ahlawat & Associates は国内外の顧客にサービスを提供するインドの総合法律事務所です。当事務所のサービスはインドにおける海外直接投資からスタートアップ事業への支援など、多岐に渡ります。A&A は法的サービスへのアプローチに革命を起こすことを目指しており、顧客の事業に関する日常的な手続きだけでなく、会社設立の複雑な手続きも単純化します。ご質問・ご要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。日本人担当者がご対応致します。

Delhi

📍 A-33, Lower Ground Floor,
Defence Colony, New Delhi - 110024

Mumbai

📍 1st Floor, Examiner Press Building,
35, Dalal Street, Fort, Mumbai - 400001

☎ +91 98109 07903 (坂谷)

✉ mami.sakatani@ahlawatassociates.in

🌐 <https://www.ahlawatassociates.com/>

インドの法律ならお任せ！
アフラワット法律事務所



AHLAWAT & ASSOCIATES
ADVOCATES